

日本学生支援機構（JASSO）2019 年度海外留学支援制度（協定派遣）奨学金

1. 趣旨

本奨学金は、日本の大学、大学院、短期大学、高等専門学校が、諸外国の高等教育機関との学生交流に関する協定等に基づいて、8 日以上 1 年以内、当該大学等に在籍する学生を派遣するプログラムを実施する場合、日本学生支援機構（以下 JASSO）がそのプログラムを支援する制度です。

2. 奨学金内容

月額	奨学金は、学業開始日を起点に、毎月以下の金額が支給されます（給付型・返還不要）。なお、地域に応じて以下の通り支給金額が異なります。※地域区分は別紙参照のこと パリ商業高等大学 月額 10 万円 レンヌ商科大学、カーディフ大学、ブレーメン経済工科大学 月額 8 万円 マッセイ大学 月額 7 万円				
支給期間	留学先機関の正規課程において学業を修めている期間 ※留学先大学からの入学許可書に記載される留学期間、または入学許可書に記載が無い場合は、留学先大学 HP に公開される授業実施期間を示す学年暦に準じます。				
支給回数	支給対象者の派遣期間を 31 日ごとに区切って算出します。				
		派遣日数	支給回数	派遣日数	支給回数
		8～31 日	1	187～217 日	7
		32～62 日	2	218～248 日	8
		63～93 日	3	249～279 日	9
		94～124 日	4	280～310 日	10
		125～155 日	5	311～341 日	11
	156～186 日	6	342～365 日	12	
支給方法	毎月、受給者からの在籍確認書の受領確認後、本学から受給者の口座へ振込みます。				
	在籍確認書提出日	振込日			
	毎月 10 日まで	当該月末まで			
	※例年 4 月分の奨学金は、日本学生支援機構から本学への振り込みが 4 月下旬頃となるため、5 月中旬頃支給予定です。※夏期・冬期休業期間中は、在籍確認書提出日の変更になる場合があります。※留学先大学の正規課程に在籍し学業を修めていることを確認できない場合は、当該月の奨学金を支給しません。				
支給人数	明治大学商学部 協定校派遣留学プログラム : 5 人 (1 校 1 名 詳細 7. 参照のこと)				

3. 申請資格

明治大学（以下、本学と言う。）の正規課程に在籍する学生（日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者）で、日本学生支援機構が指定する次の（1）～（6）全ての条件を満たす者。

- （1）本学における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、以下に定める方法で求められる、本学における前年度の成績評価係数が 2.30 以上であること。（2.30 未満の場合は申請できません）

【成績評価係数算出方法】（小数点第三位を四捨五入）

下記の表により、成績評価を「成績評価ポイント」に換算し、計算式にあてはめて算出すること。

	成績評価				
5段階評価	S	A	B	C	F/T
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

※ 前年度中に履修・取得した科目の成績のみが対象です。

※ 成績評価（S, A, B, C, F/T）がされている科目は全て含めてください（評価が「認定」「卒業単位数に含まれない（＝GPAの算出対象ではない）」のものは計算に含めない）

※ 科目数ではなく取得「単位数」で計算してください。

【計算式】

$(S \text{ および } A \text{ の単位数} \times 3) + (B \text{ の単位数} \times 2) + (C \text{ の単位数} \times 1) + (F \text{ および } T \text{ の単位数} \times 0)$ を、

前年度に登録した総登録単位数で割る

経済的理由により、自費のみでの留学が困難な者。原則として①以下の家計基準に合致し、②自費のみでの留学が困難であると自己申告した者とする。

学部（目安）	大学院（目安）
給与所得世帯 1,191万円程度	（修士）本人及び配偶者収入 536万円以下
給与所得以外の世帯 783万円程度	（博士） 718万円以下

*上記①②のいずれかに該当する場合、申請可能とします。

*学内選考の過程で、家計基準に関する根拠書類の提出を求められることがあります。

(3) 派遣先大学所在国への留学に必要な査証を確実に取得し得る者

(4) 留学期間終了後、本学へ戻り学業を継続する者又は本学の学位を取得する者

(5) 派遣先大学等への留学にあたり、他団体等から留学のための奨学金を受ける場合、他団体等からの奨学金の支給月額合計が受給金額を超えない者

(6) 外務省の「海外安全ホームページ」上の「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域以外に派遣される者。
注) 2019年度第二種所得基準（私立大学・4人家族・自宅外）

注意点1 上記(5)については、他団体等からの奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認して下さい。

注意点2 日本学生支援機構が実施する第一種奨学金及び第二種奨学金を受給している学生で、留学期間中の貸与を休止する場合は、休止手続（異動願の提出）が必要です。手続きの詳細は、各キャンパス奨学金係にお問い合わせください。

注意点3 ・「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～」との併給不可。
・JASSOが実施する国内の奨学金「給付奨学金」との併給については下記の通りとなります。
【給付奨学金の採用年度による併給可否】

●平成29年度採用の給付奨学生・・・海外留学支援制度との併給可

●平成30年度採用の給付奨学生・・・海外留学支援制度との併給可

●2019年度以降採用の給付奨学生・・・海外留学支援制度との併給不可

注意点4 授業料助成は、学生本人に直接助成金を支給する場合には奨学金の併給に該当します。

助成額を月額金額に換算し、本制度による奨学金月額を超えないことを各部署で確認してください。

例：明治大学外国留学奨励助成金の「海外留学授業料助成」

注意点 5	学内の別プログラムで海外留学支援制度奨学金を受給中／予定している場合 学内の別プログラムの参加にあたり、海外留学支援制度奨学金を受給する場合、派遣期間が重複していない場合は受給可能です。ただし、1日でも日程が重複している場合は、後から派遣されるプログラムは受給対象外になります。
注意点 6	本奨学金支給後に、上記注意点で記載の奨学金との併給等が判明した場合には、奨学金の返還を求めますので、十分注意して申請するようにしてください。
注意点 7	協定校より入学が許可されなかった場合は、日本学生支援機構による採用が決定している場合でも受給資格は無くなります。

4. 渡航支援金

経済的に困窮した留学希望者が一定の家計基準を満たし、希望する場合は「渡航支援金」が支給されます。

支給金額	16万円												
支給方法	初回の奨学金とともに受給者本人の口座へ振り込みます。												
渡航支援金の支給基準	ア. 家計基準 家計支持者の所得金額（父母の所得の合算）が次の金額である者												
	<table border="1"> <tr> <td>給与所得のみの世帯</td> <td>年間収入金額（税込）が 300 万円以下</td> </tr> <tr> <td>給与所得以外の所得を含む世帯</td> <td>年間所得金額（必要経費等控除後）が 200 万円以下</td> </tr> </table>	給与所得のみの世帯	年間収入金額（税込）が 300 万円以下	給与所得以外の所得を含む世帯	年間所得金額（必要経費等控除後）が 200 万円以下								
	給与所得のみの世帯	年間収入金額（税込）が 300 万円以下											
	給与所得以外の所得を含む世帯	年間所得金額（必要経費等控除後）が 200 万円以下											
	イ. 提出書類 ＜派遣学生が父母等に扶養されている場合＞												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>提出書類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 給与所得者</td> <td>・直近の市町村役場発行の所得証明書（または非課税証明書）及び直近の源泉徴収票の写し※1 ・「家族構成申告書」（様式 R-3※窓口で配布）</td> <td>会社員、パート、アルバイト等</td> </tr> <tr> <td>② 給与所得以外の者</td> <td>・直近の確定申告書（第一表と第二表）（控）の写し ・「家族構成申告書」（様式 R-3※窓口で配布）</td> <td>個人事業主、自営業者等</td> </tr> <tr> <td>③ 2018 年中の所得がない者</td> <td>・直近の市町村役場発行の所得証明書（または非課税証明書）※2, 3 ・「家族構成申告書」（様式 R-3※窓口で配布）</td> <td>年金受給者、専業主婦（夫）、家事手伝い、無職者等</td> </tr> </tbody> </table>	所得区分	提出書類	備考	① 給与所得者	・直近の市町村役場発行の所得証明書（または非課税証明書）及び直近の源泉徴収票の写し※1 ・「家族構成申告書」（様式 R-3※窓口で配布）	会社員、パート、アルバイト等	② 給与所得以外の者	・直近の確定申告書（第一表と第二表）（控）の写し ・「家族構成申告書」（様式 R-3※窓口で配布）	個人事業主、自営業者等	③ 2018 年中の所得がない者	・直近の市町村役場発行の所得証明書（または非課税証明書）※2, 3 ・「家族構成申告書」（様式 R-3※窓口で配布）	年金受給者、専業主婦（夫）、家事手伝い、無職者等
	所得区分	提出書類	備考										
	① 給与所得者	・直近の市町村役場発行の所得証明書（または非課税証明書）及び直近の源泉徴収票の写し※1 ・「家族構成申告書」（様式 R-3※窓口で配布）	会社員、パート、アルバイト等										
	② 給与所得以外の者	・直近の確定申告書（第一表と第二表）（控）の写し ・「家族構成申告書」（様式 R-3※窓口で配布）	個人事業主、自営業者等										
	③ 2018 年中の所得がない者	・直近の市町村役場発行の所得証明書（または非課税証明書）※2, 3 ・「家族構成申告書」（様式 R-3※窓口で配布）	年金受給者、専業主婦（夫）、家事手伝い、無職者等										
※1 ①～③の場合は所得の有無を問わず父母双方の書類を提出してください。 ※2 市町村役場発行の所得証明書は、金額がアスタリスクになっていないものを発行してもらってください。 ※3 マイナンバーが印字されていないものを提出してください。（印字されている場合はマジック等で消してください。）													
＜派遣学生が独立生計者の場合＞													
<table border="1"> <tr> <td>④-1 独立生計者の場合 （派遣学生のみ世帯）</td> <td>・直近の市町村役場発行の所得証明書（コピー可） ・派遣学生及び父母等の住民票（世帯全員分）※申請時 3 か月以内に発行されたもの ・「独立生計者収入・支出確認書」（様式 R-2※窓口で配布）</td> </tr> </table>	④-1 独立生計者の場合 （派遣学生のみ世帯）	・直近の市町村役場発行の所得証明書（コピー可） ・派遣学生及び父母等の住民票（世帯全員分）※申請時 3 か月以内に発行されたもの ・「独立生計者収入・支出確認書」（様式 R-2※窓口で配布）											
④-1 独立生計者の場合 （派遣学生のみ世帯）	・直近の市町村役場発行の所得証明書（コピー可） ・派遣学生及び父母等の住民票（世帯全員分）※申請時 3 か月以内に発行されたもの ・「独立生計者収入・支出確認書」（様式 R-2※窓口で配布）												

	<p>④-2 独立生計者の場合 (派遣学生及び配偶者の世帯)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣学生及び配偶者の直近の市町村役場発行の所得証明書(コピー可) ・派遣学生及び配偶者の住民票(世帯全員分)※申請時3か月以内に発行されたもの ・派遣学生及び配偶者の父母等の住民票(世帯全員分)(コピー可) ・「独立生計者収入・支出確認書」(様式 R-2※窓口で配布)
<p>【派遣学生(及び配偶者)の所得が38万円未満の場合】以下の追加書類が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[奨学金受給者のみ]平成30年中に学生本人が受給した奨学金総額を証明する書類(奨学金支給団体発行の証明書) ・[預貯金切崩者のみ]生活費管理用の預貯金通帳の「口座名義人」と「直近3カ月分記帳部分」写し <p>※該当者は窓口で様式を受け取り、詳細を確認してください。 [独立生計者]本制度では、以下の①～③全てに該当する者について、独立生計者と判断します。</p> <p>a. 所得税法上、父母等の扶養親族でない者 b. 父母等と別居している者 c. 派遣学生本人(配偶者があるときは、配偶者を含む。)に収入があり、その収入について所得申告がなされている者。</p> <p>※独立生計者が渡航支援金に申請するには、上記 a～c を満たし、かつ派遣学生本人(配偶者があるときは、配偶者を含む)の所得がア.の家計基準を満たす必要があります。</p>		
<p>注意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同一プログラムに2回以上参加する場合は、初回の渡航時にのみ支給されます。 ・他団体等から受給する奨学金に渡航費が含まれる場合は併給できません。<u>(例:学部による渡航費助成)</u> 	

5. 奨学金受給者の義務

日本学生支援機構による審査後、奨学金受給者として採用が決定した方は、以下(1)～(4)を遵守して頂きますので、手続に遺漏がないようご注意ください。遵守できない場合、既に支給した奨学金がある場合は、その返還を求めるとともに、それ以降の支給を停止します。

<p>(1)</p>	<p>学業開始日の報告</p> <p>学業開始日は、<u>留学先大学において正規課程の留学生としての登録が完了し、授業受講を開始した時点</u>を指し、この日を起点に奨学金が支給されます。必ず留学開始日の1週間以内に、メールにて以下の内容を提出して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・留学開始日 ・現地滞在住所及び電話番号 <p>(今後、奨学金に係る事項で緊急に連絡を取る際に利用することがあります)</p>
<p>(2)</p>	<p>在籍確認書の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商学部事務室国際交流担当宛に以下のメールアドレスへ、「2. 奨学金内容の『支給方法』」に記載されている締切日までに、毎月必ず所定書式の在籍確認書をメールでお送り下さい。(書式は受給が決定した方にオオメ이지よりお送りいたします。) ・<u>在籍確認書に記載した提出日と同日にメールを送ってください。</u> ・締切日までに在籍確認書の提出がない場合は、奨学金支給を停止しますのでご注意ください。 ・在籍確認書原本は後日提出していただきますので、大切に保管してください。 <p>メール宛先: 商学部事務室(国際担当) kaigai12@meiji.ac.jp</p>
<p>(3)</p>	<p>留学前・留学後報告書(様式 H-2)、在籍確認書原本の提出(受給期間終了後より2週間以内)</p> <p>受給期間終了後2週間以内に以下3点の書類を商学部事務室(和泉または駿河台)までご提出ください。なお、受給期間終了の2週間後が土日又は祝日である場合はその直前の平日が提出期限です。</p> <p>※<u>報告書の提出が遅れると奨学金の返還を求められる事があり、また次年度の奨学金支給枠が削減されるなど大きな影響が生じます。</u>受給者として責任を持って報告書提出を完了して下さい。</p> <p>① 留学前・留学後報告書(様式 H-2)</p> <p>プログラム参加前に留学前回答箇所に入力した留学前・留学後報告書(書式は受給が決定した方にお</p>

	送りいたします。)について、プログラム終了後に留学後回答箇所を全て入力し、 必ず受給期間終了後2週間以内にデータを商学部事務室 (kaigai12@meiji.ac.jp) へ提出して下さい。
	② 留学先大学発行する公式な英文の 成績証明書の原本 の写し(オンラインで確認できる成績表は不可)英文の成績証明書がない場合は、他の言語もでもかまいませんが、必ず受給者本人による和訳を添付してください。
	③ 在籍確認書原本
(4)	JASSOから依頼されたアンケートの協力 JASSOより、留学終了後フォローアップ・進路状況調査等のアンケート依頼が予定されています。指定された期日までのご提出をお願いいたします。

6. 申請方法

下記に記載の申請書類を不備なく揃え、申請期間中に提出した者を選考の対象とします。

申請書類	(1) 日本学生支援機構留学生交流支援制度(協定派遣)申請書 (2) Oh-o!Meiji!ポータルサイトで確認できる、前年度全ての成績を含んだ成績表写し(PDF) (3) 振込依頼書 (4) 渡航支援金申請用書類(該当者のみ) 必要書類の書式は下記 URL よりダウンロードしてください。 http://www.meiji.ac.jp/shogaku/exchange/univlist.html (2019年度スタートプログラム)
申請先	上記の書類を、商学部事務室(和泉または駿河台)へ下記の申請期間内までに提出してください。
申請期間	2019年7月4日(木) 17時まで

7. 学内選考方法・選考結果通知

各協定校に原則1名とします。1名は経済的理由により支援が必要な学生を成績評価係数が高い順から候補者とし、商学部において決定します。推薦対象者がいない協定校が出た場合、その枠は複数成績優秀者のいる協定校の学生のうち、成績評価係数が高い者に割り当てます。

学内選考結果については、合否に関わらず、8月上旬に、全申請者にOh-o!Meiji!にて通知します。

学内選考合格者は、本学から日本学生支援機構に推薦され、採用の最終決定は同機構が行います。

本学からの推薦は、同機構による採用を保証するものではありませんのでご留意下さい。

8. お問い合わせ

明治大学商学部事務室(駿河台)国際交流担当

事務取扱 : 平日9時~17時 (11時30分~12時30分除く)

※夏季、冬季休業期間中の取扱時間はホームページ等で確認してください。

電話 : 03-3296-4161